

改正

昭和46年9月10日条例第13号

昭和47年3月14日条例第5号

昭和49年3月15日条例第10号

昭和50年3月22日条例第8号

昭和50年9月11日条例第16号

昭和52年1月26日条例第2号

昭和52年3月15日条例第6号

昭和53年3月31日条例第6号

昭和54年3月14日条例第6号

昭和57年3月17日条例第10号

平成2年3月16日条例第13号

平成6年3月23日条例第18号

平成9年3月28日条例第10号

平成9年4月3日条例第12号

平成9年12月16日条例第20号

平成12年3月23日条例第19号

平成12年12月25日条例第39号

平成14年12月18日条例第25号

平成26年3月14日条例第1号

令和元年9月13日条例第11号

令和4年12月8日条例第24号

鳩山町水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第22条）

第4章 料金及び手数料（第23条—第31条）

第5章 管理（第32条—第35条）

第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）

第7章 補則（第38条・第39条）

第8章 罰則（第40条・第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、鳩山町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 鳩山町水道事業の給水区域は、鳩山町の全域とする。

（用語の定義）

第3条 この条例の用語は、次の定義による。

- （1）「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する用具をいう。
- （2）「一般用」とは、一般家庭、官公署、学校、病院、診療所、工場並びに次号及び第4号に属しないその他のものにおいて使用するものをいう。
- （3）「営業用」とは、料理飲食店、劇場、娯楽場等営業に使用するものをいう。
- （4）「臨時用」とは、工業、建設工事、競技、祭典等のため臨時に使用するものをいう。
- （5）「定例日」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯（戸）又は1箇所専用するものをいう。
- （2）共用給水装置 屋外に設置し2世帯（戸）又は2箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする

者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(水道加入金)

第5条の2 給水装置の新設又は増径（既設のメーターの口径より大きい口径のメーターに替えるものをいう。）をする者は、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額を水道加入金（以下「加入金」という。）として納付しなければならない。ただし、増径する場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

区分	加入金の額
口径13ミリメートル	100,000円
口径20ミリメートル	200,000円
口径25ミリメートル	400,000円
口径40ミリメートル	1,400,000円
口径50ミリメートル	2,000,000円
口径75ミリメートル	5,000,000円
口径100ミリメートル以上	メーターの口径の断面積及び流量を基礎として町長が定める額

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等の場合であつては、給水装置又は流末装置（受水槽から水栓までの給水用具をいう。）の新設、改造又は増設（給水を受けていないもので新たに給水を受けることとなる場合に限る。以下「給水装置等の新設等」という。）の申込みをしようとする者は、各戸又は各室に引き込む管の口径の区分に応じ、同項の加入金の額に給水装置等の新設等をしようとする戸数若しくは室数をそれぞれ乗じて得た金額の合計額を加入金として納付しなければならない。

3 前2項の加入金は、工事申込みの際納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、工事申込み後納付することができる。

(開発等の事前協議)

第6条 開発行為等行う者は、その給水方法、費用負担及び施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、町長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、町長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項については、町長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第10条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労務費
- (3) 土工事費
- (4) 諸経費
- (5) 事務費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(工事費の予納)

第11条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額

を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に清算する。

3 町長が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、町長は、その給水装置を撤去することができる。この場合、給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、町長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、町長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な町長の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用を開始し、又は中止し、若しくは廃止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人又は管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第21条 水道利用者等は、善良な町長の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。

ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、使用期間1月につき、次の表に掲げる区分による基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

用途区分	基本料金			超過料金	
	使用水量	メーター口径	料金	使用水量	料金（1立方メートルにつき）
一般用及び営業用	10立方メートルまで	13ミリメートル	880円	10立方メートルを超え15立方メートルまで	115円
		20ミリメートル	980円	15立方メートルを超え20立方メートルまで	125円
		25ミリメートル	1,880円	20立方メートルを超え30立方メートルまで	140円
		40ミリメートル	5,980円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	170円

		50ミリメートル	8,380円	50立方メートルを 超え100立方メートルまで	210円
		75ミリメートル	22,380円	100立方メートルを 超える分	240円
		100ミリメートル	41,880円		
臨時用	10立方メートルまで	25ミリメートル以下	3,000円	10立方メートルを 超える分	350円

(料金の算定)

第25条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分及び前月分として算定する。
ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により隔月徴収する。

(手数料)

第30条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた場合は、申込み後に徴収することができる。

- (1) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき1万円
- (2) 第8条第1項の指定の更新を受けるとき 1件につき1万円
- (3) 第8条第2項の設計審査(材料確認を含む。)をするとき 1回につき1,000円
- (4) 第8条第2項の検査をするとき 1回につき1,550円
- (5) 第20条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき1,550円
- (6) 給水中止手数料 1件につき800円
- (7) 第33条第2項の確認をするとき 1回につき1,550円
- (8) 各種証明手数料 1件につき200円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、

この限りでない。

(給水の停止)

第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明でかつ給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第36条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認める時は、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(給水装置の寄附)

第38条 給水装置の所有者は、その道路部分の装置を町に寄附することができる。

(その他)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第40条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月10日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月14日条例第5号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月15日条例第10号）

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

2 鳩山村簡易水道分担金徴収条例（昭和47年鳩山村条例第4号）は、この条例施行の日から廃止する。

附 則（昭和50年3月22日条例第8号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月11日条例第16号）

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第25条第5号中の改正規定は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年1月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。なお、この条例改正前の既埋設管についても寄附されたものとみなす。

附 則（昭和52年3月15日条例第6号）

この条例は、水道事業の埼玉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月14日条例第6号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、昭和54年5月のメーター一点検分から適用する。

附 則（昭和57年3月17日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年5月のメーター一点検分から適用する。

附 則（平成2年3月16日条例第13号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月23日条例第18号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳩山町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるもの）については、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものを前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成9年4月3日条例第12号）

この条例は、平成9年6月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後、料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金から適用する。

附 則（平成9年12月16日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月23日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第39号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月18日条例第25号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（水道加入金に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の鳩山町水道事業給水条例（次項において「新鳩山町水道事業給水条例」という。）第5条の2第1項の規定は、この条例の施行日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

（水道料金に関する経過措置）

- 3 新鳩山町水道事業給水条例第24条の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定するものを前回確定日（その直前の料金の支払

を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。) から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(農業集落排水処理施設の使用料に関する経過措置)

5 第3条の規定による改正後の鳩山町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第11条の規定にかかわらず、施行日前から継続している農業集落排水処理施設の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定するものを前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。) から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

6 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和元年9月13日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の2第1項の規定は、この条例の施行日以後の申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第24条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用であつて、施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月8日条例第24号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。